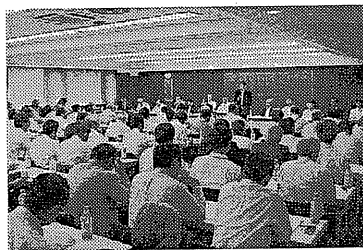


建設工業

改正建基法

確認申請手続き円滑化へ

日事連が講習会開催



日本建築士事務所協会

連合会(日事連、三栖邦博会長)は27日、東京都中央区の鉄鋼会館で緊急拡大全国会長会議を開き、川富田大臣官房審議官や水流潤太郎住宅局建築指導課長などを講師に招いて、6月20日に施行された改正建築基準法による確認申請手続きの円滑化に向けた講習会を行った。

交省に提出した。今回の会議でその回答を得て業務の円滑化を図ってほしい」と講習会の趣旨を説明した。

小川審議官は「申請側と審査側のお見合い状態が続いている。両者が情報を共有することにも、互いに高いハードルを乗り越えていき建築生産に対する国民の信頼を回復していきたい」と述べた。

続いて水流課長が改正のポイントをあらためて解説。一定規模以上の建築物に義務付けられた構造計算適合性判定(ヒアチェック)は、2次設計が必要な小規模な建築物でも対象になることなどを指摘した。実務者に対しては、建築行政情報センターのホームページを通じてきめ細かく情報提供していることを紹介するとともに、構造計算概要書の記載例や確認申請図書ひながたなどを作成していることも説明した。

国交省住宅局建築指導課の安藤恒次企画専門官は、「既に鉄筋コンクリート造と鉄骨造の構造計算概要書の記載例を整備しており、現在は木造3階建ての記載例を作成している」と説明。建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物(4号建築物)の確認申請書と添付図書の作成例など具体例を示して解説した。